

「ふるさと帰還通行カード」利用目的一覧表

「(1) 制度趣旨に合ったご利用」の「利用目的」欄より、ご利用の目的を選択の上、「カード更新用申込書」の「ご利用の目的」欄に記入をお願いいたします。利用目的が本表にない場合、当該欄に「その他」と記入の上、その右欄に具体的な利用目的を記入してください。

(1) 制度趣旨に合ったご利用

利用目的	補足説明
被災時住居への一時帰宅	→ 被災時住居への一時帰宅（避難先からの移動）
所有地等の保全管理	→ 制度対象エリア内にある所有地等（山林・農地・牧場・宅地・倉庫等）の保全管理（震災により高速道路を利用せざるを得なくなった場合） ※農作業、酪農、畜産を行う土地への移動を含む
役場手続き	→ 市役所・役場手続き等（避難先からの移動）
通院	→ 通院 ・震災により、避難先から高速道路を利用して通院せざるを得なくなった場合 ・帰還後、以前避難していた地域の医療機関への通院を継続する場合
墓参り	→ 墓参り（震災により高速道路を利用せざるを得なくなった場合）
離散家族間の往来	→ 震災により離れ離れとなった家族（親戚を含む）間の往来
自治会活動への参加	→ 自治会活動への参加 ・被災時居住地域の自治会活動への、避難先からの参加（地区会、消防団など） ・帰還後、避難先であった地域の自治会活動への参加（地区会、消防団など）
(1)の利用目的に係る送迎	→ (1)の利用目的に係る送迎

(2) 制度趣旨に合わないご利用

利用目的
買物（生活必需品、日用品、家具、衣類等の購入）
通勤
通学
友人との交友活動
帰省（(1)の目的によるものを除く）
SA・PAの利用
アウトドア・レジャー
業務としての貨物の運搬（農産物・畜産物等の運搬を含む）
業務のための移動（営業等）
コンサート・観劇・スポーツ観戦
ドライブ・ツーリング
旅行・観光
塾・習い事・大会等への参加
ジム・トレーニング等を行うための移動
温泉・カラオケ・映画鑑賞
登山・山菜採り・海水浴
(2)の利用目的に係る送迎

※本制度で対象となるインターチェンジは、従前と変わりありません。